

## 参考資料

### KVOAD【特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク】

#### ◆Panasonic-KVOADプロボノプロジェクト

<https://www.kvoad.com/>

企業とNPOの協働事業。Panasonicのボランティア活動「Panasonic NPOサポート プロボノプログラム」では、発災直後から1年半分の「火の国会議」の議事録から、議題にあがったキーワード（炊き出し、心のケア、ブルーシートなど）を抽出、時系列に整理・分析しデータベース化しました。時間の経過により議題にあがるキーワードが変化していく様子がわかります。ニーズを先読みするヒントとして参考になる貴重なデータです。

#### ■KVOADホームページ【Panasonic-KVOADプロボノプロジェクト】

（パソコン：右側、スマートフォン：下部に表示）

- ・最終報告書：プロジェクトの概要
- ・熊本地震各会議体議事での課題リスト：キーワード検索できるExcelシート
- ・Panasonicプロボノサイト：パナソニックグループの企業市民活動  
熊本地震での震災復興支援の足跡やノウハウを今後に繋げたい

～くまもと災害ボランティア団体ネットワークへの資料整理・分析プロジェクト～

#### ◆むすぶっくプロジェクトチーム「むすぶっく」

<http://musubook.bulby.net/>

避難所から仮設住宅、その後の自宅再建や災害公営住宅へと生活環境が大きく変化するなかで、支援の内容も復旧・復興支援から地域づくりやコミュニティ支援の活動へと変化していきます。フェーズの変化で生じる支援の悩みに対応するため、活動団体と支援活動の種類を整理し、ニーズから支援団体を検索できるような構成になっています。

#### ◆協定（協定書のコピーはP171以降参照）

KVOADが、行政、社協、企業、NPOと結んだ協定。平時からの協働で、被災者に支援を確実に届ける体制を構築しています。

### JVOAD【特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク】

#### ◆被災者支援コーディネーション ガイドライン

<https://jvoad.jp/guideline/>

行政・民間が公開している、支援や制度に関するガイドラインをまとめています。コーディネーション、感染症、活動全般、要配慮者など、項目ごとに掲載。日本のどこで災害が起きてても支援の「もれ・むら」を無くし、必要な支援を効果的に届けるため、特に「被災者支援コーディネーション」と「分野別コーディネーション」は必読です。

#### ◆ノウハウ集

<https://jvoad.jp/knowhow/>

これまでの災害支援で培った支援団体や民間企業によるノウハウをまとめています。災害への備え、災害支援の基礎情報、災害の支援事例などが紹介されています。

#### ◆便利サイト

<https://jvoad.jp/site/>

災害支援に迷った時に参考になるサイトを紹介しています。  
ボランティア活動を希望されている方々へ、役立つ情報がまとめられています。

◆「企業の被災者支援への参画に関する調査プロジェクト」調査報告書

<https://jvoad.jp/wp-content/uploads/2022/09/9b810cd342bdac8ec199400e9ab02d7e.pdf>

企業の災害支援にかかわる動機や傾向、課題などを把握し、協定の枠にとどまらない更なる被災者支援への参画について調査し、企業の被災者支援の入口となっている行政との協定について、傾向や特徴をまとめたものです。



◆平成28年熊本地震支援団体調査報告

[https://jvoad.jp/wp-content/uploads/2018/09/h28kumamoto-earthquake\\_repor\\_jvoad.pdf](https://jvoad.jp/wp-content/uploads/2018/09/h28kumamoto-earthquake_repor_jvoad.pdf)

民間支援団体の実態を客観的に把握すると共に、支援課題を析出し、今後の支援団体間、災害ボランティアセンターおよび他のセクターとの連携調整などの取組の改善につなげていくことを目的として、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）、JVOAD、KVOADがまとめた報告書。



調査期間：2018年1月～2月

調査方法：郵送アンケート調査

回収率：JVOADと関わりがあった286団体に送付、124団体より回収、回収率43.35%

JPF【特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム】

◆熊本地震被災者支援（九州地方広域災害被災者支援）

<https://www.japanplatform.org/programs/kyushu-disaster2016/>

熊本地震本震直後から現地入りしたJPFの活動をまとめています。



◆「熊本地震被災者支援 2016年度報告書」

[https://www.japanplatform.org/programs/pdf/JPF\\_kyushu-disaster2016\\_report.pdf](https://www.japanplatform.org/programs/pdf/JPF_kyushu-disaster2016_report.pdf)

2016年4月の発災当初からの1年間の活動をまとめた報告書。加盟団体による緊急期の支援、その後の地域力強化事業開始についてまとめています。



◆熊本地震被災者支援 記録誌

<https://www.japanplatform.org/programs/kyushu-disaster2016/documents.html>

復興支援活動に従事している、NPO、自治会等の団体、行政職員を対象に実施した研修内容をまとめた冊子。阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など大規模自然災害からの復興プロセスに携わった講師陣による支援の知見や経験が具体的な事例とともにまとめられています。



◆熊本の市町村域での災害支援の知見をまとめた4つの冊子

<https://www.japanplatform.org/programs/kyushu-disaster2016/documents2021.html>

被災地の「地域力強化事業」として、市町村域で被災者・支援団体・行政等を“つなぐ”活動をする中間支援団体への助成事業を3期実施。4つの市町（大津町、熊本市、益城町、御船町）で活躍した中間支援団体が、発災当初からの活動を自分たちで振り返り知見をまとめた報告書。各市町でどのように様々なアクターがつながり、被災者に漏れない支援を届けたか、具体的な事例がまとめられています。



◆新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における被災地入りする際の守るべき事項 Ver.2（2021年6月30日）

〈WEB版〉<https://www.japanplatform.org/info/2021/07/011440.html>

〈PDF版〉[https://www.japanplatform.org/info/pdf/JPF\\_covid19\\_rule.pdf](https://www.japanplatform.org/info/pdf/JPF_covid19_rule.pdf)

国内各地における災害支援の実施に際し、JPF国内災害ワーキング・グループ（ジャパン・プラットフォームとJPF加盟NGOからなる）が、被災地で災害支援活動を実施する際の行動規範を策定しました。感染症禍での支援活動において、遵守する事項を公開しています。なお、内容は随時更新されます。



◆熊本地震被災者支援（九州地方広域災害被災者支援）プログラム評価報告書

[https://www.japanplatform.org/programs/pdf/JPF\\_kyushu-disaster2016-202205\\_JPF](https://www.japanplatform.org/programs/pdf/JPF_kyushu-disaster2016-202205_JPF)

熊本地震直後、被災した各自治体において、復興を担う人材の育成と、地元関係者が連携・調整を行うための仕組み強化が必要でした。そうした現地のニーズを踏まえJPFが注力してきた「人材育成能力強化事業」と「地域力強化事業」を対象に、「人道支援の必須基準（CHS）」を軸に評価を行いました。多様な支援組織との連携が事業終了後も維持され、熊本地震で得た経験を他の災害で生かすことができたのかも確認しています。コミットメントごとにスコアづけとコメント、分析結果を共起ネットワーク図や表で視覚化するなど、わかりやすい報告書になっています。



◆熊本地震被災者支援の知見を集めた「被災者支援のヒント集－国際基準と熊本地震被災者支援から学ぶ－」

<https://www.japanplatform.org/programs/kyushu-disaster2016/tips.html>

熊本地震被災者支援の活動から得られた知見を、被災者支援に取り組む全国の方々の災害支援に生かしていくことを目的に、国際基準である「人道支援の必須基準（CHS）」を軸に支援の質を向上させるヒントをまとめました。できる限り専門用語を避け、イラストや図を用いることで、一般の方にもわかりやすい内容になっています。巻末には、熊本で支援に携わった方のインタビューや専門家・支援関係者による提言、支援の際に役立つ資料のリンク集も掲載しています。グループワーク、勉強の機会などにもご活用いただけます。



◆「東日本大震災被災者支援 評価報告書」

<http://tohoku.japanplatform.org/report/evaluation.html>

2011年3月の支援活動開始から2019年度までのJPFの活動について、外部専門家による評価、提言をまとめた報告書。計5回実施しています。支援開始の早い段階から、被災地内での連携調整の必要性を指摘されていることがわかります。熊本地震被災者支援では東日本での経験、提言をもとに、地域力強化事業を実施しました。



内閣府

◆TEAM防災ジャパン

<https://bosaijapan.jp/>

防災に関するあらゆる情報が集約されたポータルサイトです。全国各地で行われている防災イベントの紹介、防災に関連するニュースの提供を行うほか、様々な団体が作成している防災に関する資料などを集約しています。



◆防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～

[https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai\\_volunteer\\_kankyoseibi/pdf/h3004guidebook.pdf](https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai_volunteer_kankyoseibi/pdf/h3004guidebook.pdf)

災害時、多数の被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より適切・効果的な支援を行うために、被災地内外の行政組織、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が協働して、被災者支援に当たる流れが近年生まれています。災害対応に関わる主体と繋がり、防災・減災に向けた地域ごとの施策を考える際の一助となることを期待し、「行政」「災害ボランティアセンター」「NPO」の「三者連携」や、平時からの関係構築に向けた考え方や活動方法を説明するとともに、熊本地震や九州北部豪雨などの数多くの事例を紹介しています。



熊本日新聞社発行書籍（出版社：熊日出版）

<https://www.kumanichi-sv.co.jp/books/>

『熊本地震 連鎖の衝撃』

震度7が2度襲い、その後も揺れが続発する熊本地震検証の決定版。

地震が発生して約1カ月後の5月12日から始まった熊本日新聞の連載「連鎖の衝

撃」をベースに、その後の変化も一部加筆。また、ドキュメント「熊本地震の経過」を新たに加えま



した。

熊本の被災者や関係者はもちろん、全国の人々にとって防災の道しるべとなる一冊です。

『熊本日日新聞特別縮刷版 平成28年熊本地震 1カ月の記録 (2016年4月15日～5月15日)』

「平成28年熊本地震」が発生した翌日の4月15日～5月15日までの1カ月間の朝刊と夕刊(号外含む)から、地震関連紙面をまとめたオールカラーの特別縮刷版。「時代を記録する」—新聞の使命と役割を凝縮した一冊です。

『特別報道写真集 平成28年熊本地震』

本写真集は前震、本震による被害の状況を中心に、全国からの支援や復旧、避難所の様子などのほか、号外紙面や2週間のドキュメント、小山薫堂氏の寄稿文なども収録。後世に残す永久保存版。

『熊本地震 あの時何が』

甚大な被害をもたらした熊本地震。さまざまな現場では何が起こり、人々はどう行動したのか。熊日記者が詳細に掘り起こした連載「熊本地震 あの時何が」から17編計158回の記事をまとめ、書籍化しました。行政や病院、百貨店、工場、コンビニ、メディア、ボランティア団体…。恐怖と混乱の中、苦境を乗り越えるため懸命に立ち向かった人々の闘いの記録を収録しています。

(KVOADが結んだ協定書)

## 災害時等におけるNPO等のボランティア団体との 連携・協力に関する協定書

熊本県

くまもと災害ボランティア団体ネットワーク

特定非営利活動法人  
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

## 災害時等におけるNPO等のボランティア団体との 連携・協力に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）とくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KV  
OAD）共同代表樋口 務及び水野 直樹（以下「乙」という。）、特定非営利活動法人  
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下「丙」という。）は、  
災害時等における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、平時及び災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携・協力するこ  
とにより、NPO等のボランティア団体による活動が円滑かつ効果的に行われ、もっ  
て、被災者の避難生活への支援と早期の生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与する  
ことを目的とする。

### （対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害の  
うち災害救助法が適用される大規模災害とする。ただし、これ以外の災害であっても、  
甲、乙及び丙が協議のうえ対象とすることができる。

### （平時の連携・協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平時から、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努め  
るものとする。

- （1）熊本県ボランティアセンターなど必要な者の参加を得て設置運営する連携会議の  
定期的な開催
- （2）県内におけるNPO等のボランティア団体の活動強化及びネットワークの強化
- （3）災害時におけるボランティア全体と行政等の連携・協力のあり方に係る研究及び  
合同訓練の実施
- （4）行政、被災者支援に関わる団体及び県民の受援力向上のための啓発
- （5）その他目的達成のために必要な事項

### （災害時の連携・協力）

第4条 甲、乙及び丙は、災害時において、発災後直ちに熊本県災害ボランティアセン  
ターなど必要な者の参加を得て災害時連携会議を設置するとともに、次に掲げる事項  
について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）速やかかつ能動的な被災者全体の状況把握、情報の集約及び発信
- （2）自らの活動状況及び予定に関する情報の提供
- （3）発災直後からの避難所等における被災者への支援
- （4）被災者へのきめ細やかな義援物資等の配付
- （5）一般ボランティアとNPO等のボランティア団体との総合調整
- （6）復旧・復興期を通じて変化する被災者の生活再建上のニーズや課題への対応
- （7）その他目的達成のために必要な対応

- 2 甲は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、NPO等のボランティア団体による支援の重複や漏れの調整を行うと  
ともに、行政及び被災者支援に関わる者に対し有する経験及びノウハウの提供に努め  
るものとする。

### （協議）

第5条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その  
都度、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、  
有効期間満了の日の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも、文書による終了の意  
思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するもの  
とし、以後もまた同様とする。

本協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙は、記名押印のう  
え、各自その1通を保管するとともに、いつ発生するかわからない次の災害に備え、こ  
の合意を後退させることなく永く引き継ぐものとする。

平成29年3月30日

甲 熊本県

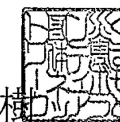
代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



乙 熊本市中央区南千反畑町3番7号

くまもと災害ボランティア団体ネットワーク

共同代表 樋口 務



共同代表 水野 直樹

丙 東京都千代田区大手町2-2-1

新大手町ビル267-B

特定非営利活動法人

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

代表理事 栗田 暢





益城町 と くまもと災害ボランティア団体ネットワーク  
との災害時における連携・協力に関する協定書



益 城 町

特定非営利活動法人

くまもと災害ボランティア団体ネットワーク

益城町とくまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）  
との災害時における連携・協力に関する協定書

益城町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時等における連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平時から甲及び乙が、相互に連携・協力することにより、NPO等のボランティア団体による活動が円滑かつ効果的に行われ、もって、災害時は、被災者の避難生活への支援及び早期の生活再建並びに被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、甲の域内において発生した災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち災害救助法が適用される大規模災害とする。ただし、これ以外の災害であっても、甲及び乙が協議のうえ対象とすることができる。

（平時の連携・協力）

第3条 甲及び乙は、平時から、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力に努めるものとする。

- (1) 甲の域内において活動する、NPO等のボランティア団体の活動強化及びネットワークの強化に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティアと行政等の連携・協力のあり方に係る研修及び合同訓練の実施に関すること。
- (3) 行政、被災者支援に関わる団体及び住民の受援力向上のための啓発に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第4条 甲及び乙は、災害時において、発災後直ちに益城町社会福祉協議会等必要な者の参加を得て災害時の連携会議を設置するとともに、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力に努めるものとする。

- (1) 速やかかつ能動的な被災者全体の状況把握、情報の集約及び発信に関すること。
  - (2) 自らの活動状況及び予定に関する情報の提供に関すること。
  - (3) 発災直後からの避難所等における被災者への支援に関すること。
  - (4) 被災者への支援物資等の配布に関すること。
  - (5) 益城町社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターの支援及び一般ボランティアとNPO等のボランティア団体との総合調整に関すること。
  - (6) 復旧・復興期を通じて変化する被災者の生活再建上のニーズや課題への対応に関すること。
  - (7) その他目的達成のために必要な対応に関すること。
- 2 甲は、ボランティア活動が円滑に実施されるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 乙は、NPO等のボランティア団体による支援の重複や漏れの調整を行うとともに、行政及び被災者支援に関わる者に対し有する経験及びノウハウの提供に努めるものとする。

(協議)

第5条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成32年(2020年)3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1月前までに甲及び乙のいずれからも、文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 今後発生しうる次の災害に備え、この合意を後退させることなく、永く引き継ぐよう努めるものとする。


本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙は、記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成31年(2019年)3月20日

甲 住所 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

名称 益城町


代表者 益城町長

西村 博 具 

乙 住所 熊本市中央区南千反畑町3番7号

名称 特定非営利活動法人  
くまもと災害ボランティア団体ネットワーク

代表者 代表理事

樋口 務 

## 災害発生時における被災地支援等に関する協定書

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会(以下「甲」という。)と生活協同組合くまもと(以下「乙」という。)、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD、以下「丙」という。)とは、熊本県内において大規模な地震や風水害等による災害が発生した場合(以下「災害発生時」という。)における被災地の支援等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に甲と乙と丙が連携して、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)が設置する災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の迅速かつ効率的な運営を支援すること等により、ボランティアによる被災地支援活動が円滑かつ効果的に展開され、被災者の生活安定や被災地の一日も早い復旧・復興に寄与することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち、災害救助法が適用される大規模災害とする。

2 前項に規定する災害のほか、住民生活に甚大な支障が生じる災害で、被災地の市町村社協から甲に支援要請がある災害とする。

(協力要請)

第3条 甲は、市町村社協が設置するセンターにおいて、乙と丙の協力が必要であると認められるときは、乙と丙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等をもって要請したうえで、速やかに提出するものとする。

(協力・支援内容)

第4条 乙と丙は災害発生時において次の各号の協力をを行い、甲はこれを支援する。

- (1) 市町村社協が設置するセンターであつて旋・紹介する被災者及び被災地等への被災地支援活動へのボランティアとしての参加協力
  - (2) 市町村社協が設置するセンターのボランティアスタッフとしての参加協力
  - (3) その他甲・乙・丙協議により必要とされた活動へのボランティアとしての参加協力
- 2 乙と丙は、災害発生時、市町村社協が設置するセンター等において、災害救援活動に必要な支援物資等の無償提供、無償貸与、有償提供、有償貸与の協力を行うものとする。

3 支援物資等の運搬は、原則として乙と丙または乙と丙が指定するものを行うものとする。

(費用の負担)

第5条 前条に係る費用については、前条第2項の有償提供及び有償貸与を除き、乙と丙の負担とする。

2 前条第2項の有償提供及び有償貸与にかかる費用については、提供及び貸与を受けた市町村社協の負担とする。

(連絡会議の設置)

第6条 甲と乙と丙は、本協定の災害発生時及び平時における円滑な運用並びに総合的な調整を図るため「連絡会議」を設置する。

2 前項の連絡会議は、原則として年に1回以上開催するものとする。ただし、必要があると認めるときは、随時開催することができる。

3 第1項の連絡会議は、甲が毎年度開催する「熊本県災害ボランティアセンター連絡会議」をもって充てることのできるものとする。

(平時における活動)

第7条 甲と乙と丙は、平時において、次の各号の活動を行う。

(1) センター及び災害ボランティア活動など被災者支援に関する研修、セミナー、訓練等に関する情報の相互提供及び相互参加

(2) 前条に規定する連絡会議の開催及び連絡会議で合意した活動

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙と丙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度末日までとし、甲と乙と丙いずれからも期間満了の一か月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容を一年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙と丙押印のうえ、各自その1通を保有する。

2020年10月26日

甲 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

会長 良永 彌太郎



乙 生活協同組合くまもと

代表理事 理事長 嶋田 誠



丙 くまもと災害ボランティア団体ネットワーク

代表理事 樋口 務

